

（仮称）久喜市自治基本条例策定に関する

提 言 書

平成23年6月

（仮称）久喜市自治基本条例

市民ワークショップ

目 次

1. はじめに.....	1
1. 久喜市における自治基本条例の意義.....	2
2. 検討のプロセス.....	4
2. 条例策定に向けた市民ワークショップからの提言.....	7
1. 前文.....	8
2. 目的.....	10
3. 定義・基本原則.....	11
4. 市民.....	15
5. 情報共有.....	17
6. 参加・協働.....	20
7. コミュニティ.....	23
8. 行政.....	25
9. 議会.....	33
10. 条例の実行性担保.....	35
11. 住民投票.....	39
12. 条例の位置づけ.....	42
13. 広域的な連携及び協力.....	43
14. 危機管理.....	44
3. 資料.....	45
1. 市民ワークショップ 開催状況.....	46
2. 市民ワークショップ 参加者名簿.....	47
3. 市民ワークショップ 記録.....	別冊
4. 起草委員会 記録.....	別冊
5. ワークショップ・ニュース.....	別冊

1. はじめに

1. 久喜市における自治基本条例の意義

(1) 自治基本条例策定の背景

自治基本条例は、地方自治体における憲法とも言われており、地方分権を契機に地方自治全般にわたる基本理念や基本原則等の、市政運営の基本ルールを定めるものとなっています。

平成12年に地方分権一括法が制定され、制度的にも分権が加速度的に行われていますが、この主旨は、できるだけ権限を国から地方へ、自治体へという方向のなかで、地域自体が地域の実情を踏まえた個性あるまちづくりを担っていく、主役になっていくという方向です。地方分権化には2つの方向があり、ひとつは前述の国から地方への分権の流れであり、もうひとつは行政から市民への分権も併せて進めるという流れ、これが地方分権化の重要な要素です。特に、これまでは行政への市民参加でしたが、今後は市民自立のまちづくりのための自治体運営のルールが必要になっています。

また、「都市化社会から都市型社会、または成熟社会」への移行が挙げられます。高度成長を背景に新市街地に対して都市化を進めた時代から、都市を守り育てていく時代に移り変わってきているというのが、近年にみる大きな変化です。都市化に向けた時代は、全国の高度成長を支えるための画一的な対応が求められ、法律という全国画一の基準によって都市づくりが行われてきました。

しかし、成熟社会においては、いろいろな生活形態、価値観がある中で多様な要請が出てくるようになりました。多様化した要請に応えるためには、行政のみの対応では限界が見え、市民や事業者が参加しそれぞれの能力を生かしてまちづくりを行うことが必要になり、そのためのルールが必要となっています。

さらに、行政主導による公共の限界に対して、市民参加やNPO等の市民活動の気運の高まりによって、特に阪神淡路大震災の際には行政だけでは対応できないところを、多くの市民団体や個人が救援、復興への協力を行ったことは、市民等がその公的役割を担い、新しい公共として、市民が担っていくエリアがあるということが確認されたものであり、参加と協働が重要なテーマとして、行政の役割と責務、市民の権利と役割・責務を定めていくことが必要となっています。

(2) 久喜市における自治基本条例の必要性

平成 22 年 3 月に旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町、旧鷲宮町（旧 1 市 3 町）が合併して誕生した久喜市では、旧 1 市 3 町のそれぞれの地域において特色のある地域コミュニティが既に形成されています。これらの地域コミュニティが地域の特色を保ちながらも、新しい久喜市の市民として効果的に活動を行っていくためには共通の理念に沿って行動していくことが求められます。

時代の流れとして求められる自治基本条例の必要性の他に、合併間もない久喜市においては、地域性を尊重しつつ旧 1 市 3 町の枠を払い一つの久喜市となるためにも、自治基本条例による久喜市の市政運営や参画・協働のルールを定めることが必要となると考えます。

2. 検討のプロセス

この提言書は、市民ワークショップが以下のように活動を行い、とりまとめました。

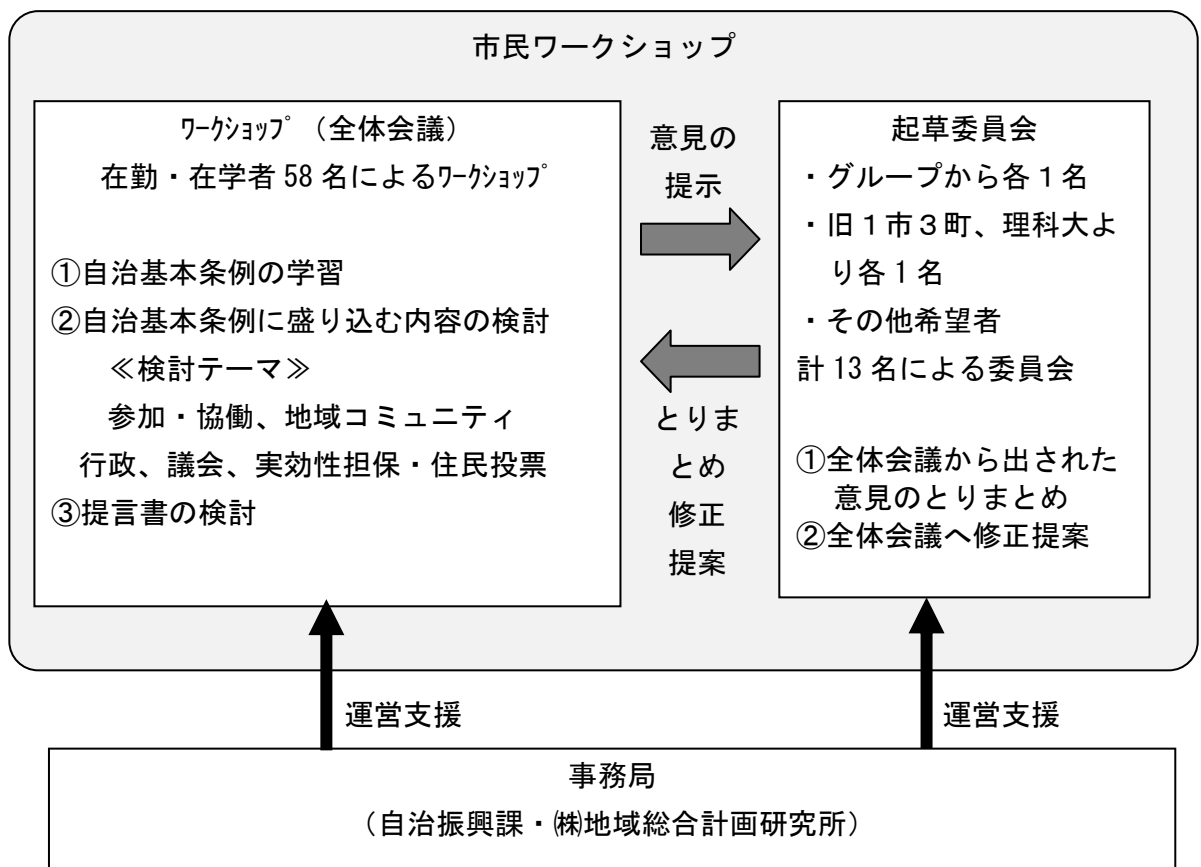
(1) 市民ワークショップでの検討体制

市民ワークショップは、平成22年10月から平成23年6月の9ヶ月間で8回開催しました。

市民ワークショップは概ね3週間に1回、日曜日に開催し、市内在住者および在勤・在学者の計58名が参加し、条例に盛り込む内容等の検討を行いました。

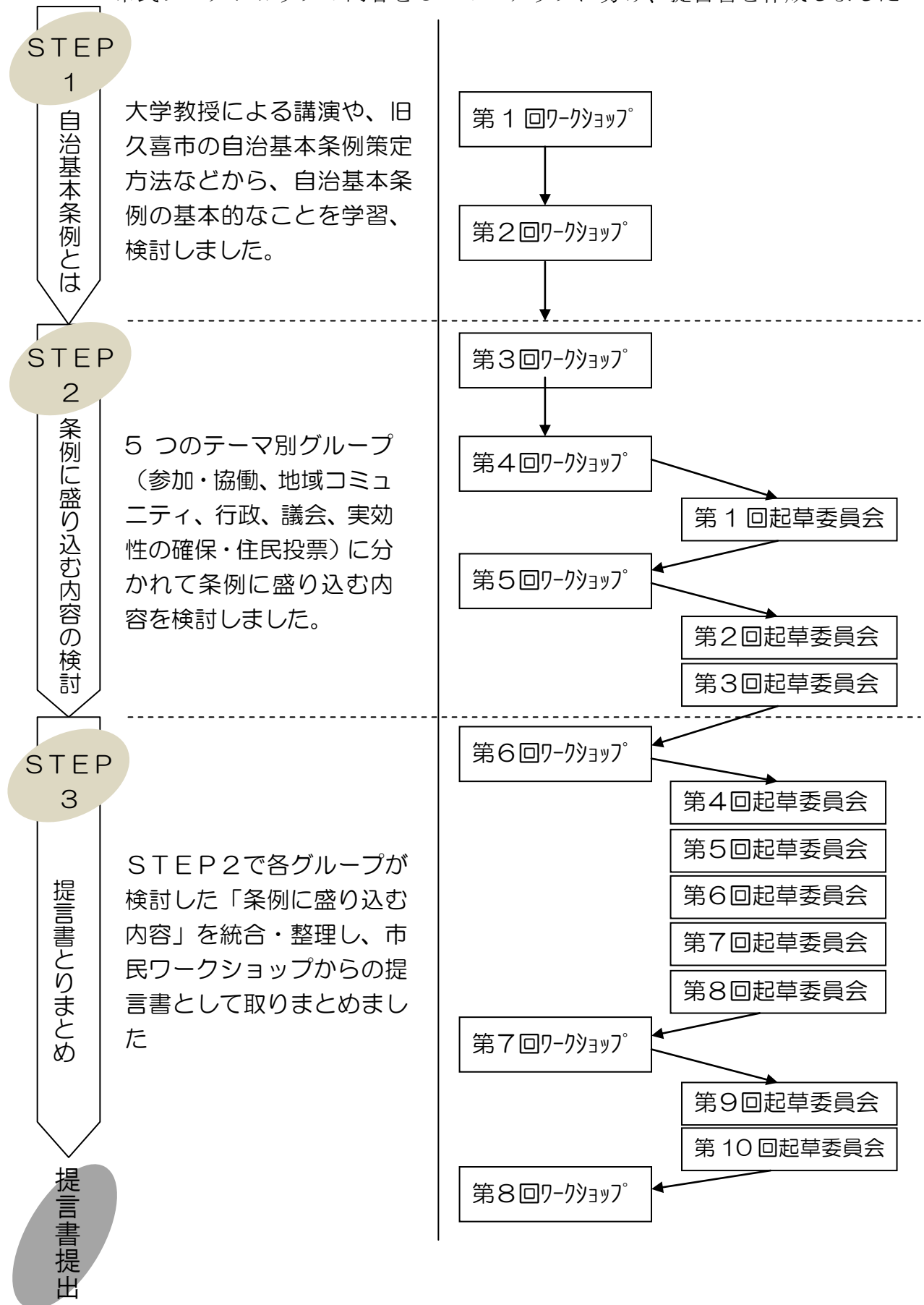
また、市民ワークショップ参加者から、提言書のたたき台を集中的に検討する起草委員を募集し、第4回市民ワークショップ終了後から市民ワークショップの意見をとりとまとめ、提言書たたき台・素案の作成に着手しました。

■検討体制



(2) 提言書作成の流れ

市民ワークショップの内容を3つのステップに分け、提言書を作成しました



2. 条例策定に向けた市民ワークショップからの提言

1. 前文

【条例に盛り込む内容】

- ・久喜市は、関東平野のほぼ中央、利根川中流域右岸の埼玉県東北部に位置し、市全域が平坦な地形であり、豊かな自然に恵まれた地域です。江戸時代からの舟運の拠点でもあり、現在も、高速道路や国道等の幹線道路を擁するとともに、3路線の鉄道が走る交通網に恵まれています。さらに、神社や古くから伝わる祭りなどの伝統・文化、教育に熱心な風土が、今日の久喜市に受け継がれ、築かれてきました。戦後の利根川の決壊による甚大な被害にも見舞われましたが、地域の力で復興を遂げてきました。
- ・しかし時代は大きく変貌し、中央集権型の行政から地方分権型の行政への移行に伴い、地方自治の再構築が要請されています。地方自治を取り巻く厳しい現状とともに、少子高齢化の進行や社会の成熟化による住民意識の多様化、高度情報化社会の到来、国際化といった時代の流れは、地域に居住する住民の生活に直結する福祉、教育、地球環境などの様々な行政課題について、その見直しと改革に取り組まざるを得ない社会状況があります。
- ・私たち市民は、市と市民が共に力を合わせてまちづくりを推進し、市は市民の信託に応えた開かれた市政運営を行い、市民は自らの創意と工夫によって主体的に市政に参画し、市と市民の協働による個性豊かで快適に暮らせる地域社会を創出していかなければなりません。
- ・市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市及び議会の役割と責務などの自治体を運営していくための基本的な原則・仕組みが必要です。
- ・安全・安心で暮らしやすい地域社会を築くため、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し市民自治のための普遍の原則を定め、ここに久喜市自治基本条例を制定します。

【解説・背景】

- ・ 起承転結の構成とし、それぞれ以下の事柄を記述しました。
- ・ 起：久喜市の特徴（久喜市の地形や文化・歴史を記述）
- ・ 承：問題・課題の提起（久喜市を取り巻く現状をのべ、市民、議会、行政が力をあわせ、協力して取り組む課題を記述）
- ・ 転：問題・課題の解決の方向性（課題に対して市民の役割を記述）
- ・ 結：自治基本条例を制定することの宣言（久喜市の自治を推進するための基本的な原則・仕組みが必要なこと、また、それを定めた自治基本条例が必要なことを記述）
- ・ 旧1市3町の地名や合併の事実は書かず、合併後の新久喜市を所与のものとして前文を記述しました。

2. 目的

【条例に盛り込む内容】

- ・この条例は、本市における市政運営の原則、行政及び議会の役割・責務に関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利・責務並びに市政への参画と協働を明らかにすることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた誰もが安全・安心で暮らせる地域社会を実現することを目的とします。

【解説・背景】

- ・前文の趣旨を受けて、この条例を制定する目的について定めるものです。
- ・市政運営の基本的な原則などを定めるとともに、市民の権利や責務、市政への参画と協働を明らかにして、安全・安心な地域社会の実現を図ることを目的としています。

3. 定義・基本原則

1) 定義

【条例に盛り込む内容】

この提言書で使用する用語は、以下のように定義します。

(市民)

- ・市内に居住、通勤・通学する者及び市内で事業を営み、活動するものを市民とします。

(参画)

- ・政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加し、市の意思決定に自らの意見や要望を反映させるように努めることを参画とします。

(協働)

- ・市民及び市が、それぞれの主体性を尊重し、対等のもとに、それぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決に当たることを協働とします。

(新しい公共の原則)

- ・市民及び市が協働による自治の下で、それぞれ適切に役割を分担することを新しい公共の原則といたします。

(コミュニティ)

- ・多種多様な活動への参画を通じて形成される組織及び集団が、その連携により地域課題に自主的に取り組む人と人とのつながりをいいます。

(市)

- ・議会及び市長その他の執行機関をいいます。

(行政)

- ・市長及び執行機関をいいます。

【解説・背景】

（市民）

- ・住みよい久喜市を作り上げていくために、多様な市民がまちづくりに参加し、その力で実現していくためには、市民の範囲を広く捉えることが必要と考えます。
- ・ただし、具体的な内容によっては、その都度、市民の範囲を検討し、限定的に規定するものについては、追加表現が付け加えられることがよいと考えます。

（参画）

- ・参加には、まつり等の市民等が行うまちづくりの参加もあるが、ここでは市政への参加に絞って検討しました。

（協働）

- ・協働における原則である、主体性の尊重、対等の関係を示しました。
- ・市と市民が対等な立場で協力し合うことが大切です。
- ・市は、市民等の民間の力を活用し、協力して幅広く質の高い公共サービスの実現に努める役割があり、そのために、協働の仕組みを活用することが必要であることを示しました。

（新しい公共の原則）

- ・行政が専ら行う行政サービスに加え、これからの公共サービスは、市民及び市が協働による自治の基で、それぞれ適切に役割分担し、市民が公共サービスの一翼を担うことをいいます。
- ・これからの公共は、何でも行政に任すのではなく、市民も参加し、行政と協働し、互いの信頼関係の築き上げ、公共の内容をより豊かに作り上げていくことを、新しい公共の原則として示しました。

（コミュニティ）

- ・既に久喜市内には市民等の多種多様な活動が存在しています。これらの市民等の活動やその連携（ネットワークで結ぶこと）により、地域の課題解決の力を強化し、よりよい社会を市民自らが作り上げる必要があります。

（市）

- ・市というと一般的には行政を指す場合があるが、ここでは、自治の視点から、団体自治を構成する、市長及び執行機関と議会を指すこととします。

（行政）

- ・行政権を具体的に執行する、市長及び執行機関を指すこととします。

2) 基本原則

【条例に盛り込む内容】

- ・ これからのまちづくりは、環境問題や少子高齢社会への対応など、地域の実情に応じて創意工夫を重ね、市民の多様なニーズに応えることが求められています。さらに、地方分権の進展に伴い、地域のことは地域で決定し、責任を持って地域の行政運営を推進することが求められています。
- ・ 市民及び市は、新しい公共の原則に基づき、次に掲げる豊かな地域社会を実現するよう努めるものとします。
 1. 人権を認め合い互いに助け合うとともに、男女があらゆる分野に参画でき、共に責任を分かち合う地域社会
 2. 市政に関する情報を共有するとともに、市民自ら市政に参画し、協働する地域社会
 3. 自主的かつ自立的なコミュニティが形成され、活力に満ち、市民が住んで良かったと実感できる市民主役に視点をおいた地域社会
 4. 市民の日常生活が守られ、誰もが笑顔で暮らせる安全・安心を重視した地域社会
 5. 恵まれた自然を大切にし、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な共生を大切にする地域社会

【解説・背景】

- ・ 新市基本計画にある「新市のまちづくりの基本理念」で掲げられた「共生を大切にするまちづくり」、「安心・安全を重視したまちづくり」、「協働のまちづくり」、「市民主役のまちづくり」の4つの基本理念をもとに、条例に盛り込む基本原則として、「人権の尊重と男女の共同参画」、「情報共有と市政への参画・協働」、「自主的かつ自立的なコミュニティの形成」、「災害時等においても安全・安心な地域社会」、「環境に配慮した共生」の5つの目標を持った豊かな地域社会の実現をめざすこととしました。

3) 市の責務

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、基本原則で示された地域社会の実現と市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に必要な施策を講ずる必要があります。
- ・市は、最少の経費で最大の効果を上げるように努めます。
- ・市は、市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政運営に反映するよう努めます。
- ・市は、計画的で、効果・総合的な行政運営に努めます。
- ・市は、社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編成に努めます。

【解説・背景】

- ・市は、基本原則で示された地域社会の実現と市民福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に施策を実施することを求めるとともに、次の4つの責務を定めています。
- ・最少の経費で最大の効果が挙がるよう努めること。
- ・市民の意見を積極的に把握し、市政運営に反映すること。
- ・計画的な行政運営に努めること。
- ・社会情勢及び行政需要に的確に対応し、効率的な組織編成に努めること。

4. 市民

1) 市民の権利

【条例に盛り込む内容】

- ・市民は、この条例の目的を実現するため市政やまちづくりに参画する権利、市政に関する情報を知る権利、公共サービスの提供を受ける権利を有します。

【解説・背景】

- ・市民は、地域問題の解決や住みよいまちをつくるために、自ら積極的にまちづくりを行う権利を追加しています。また、市民の責務に“まちづくりに参加する責務”があることから、自主的にまちづくりを行う権利を有することが保障されることが必要です。
- ・まちづくりは、市民だけで行うこと及び市民と市が協働で行われることの両方が含まれています。
- ・「権利」については、常日頃から問題になることではなく、権利が侵害されること等がないように「確保」しておく、という性格のものと言えます。

2) 市民の責務

【条例に盛り込む内容】

- ・市民は、主体的にまちづくりに参画し、個性豊かで活力に満ちた安全・安心な地域社会づくりに努めます。
- ・市民は、市政に関心を持ち、積極的にまちづくりの情報を共有することに努めます。

【解説・背景】

- ・情報の共有の実現のためには市民が関心を持つことが不可欠であり、また、市民が関心を持つだけでは情報共有は実現しないことから、本条例は市民の持つ情報を行政等に積極的に発信していく責務があるので、“積極的にまちづくりの情報を共有することに努めます”として、具体的には情報共有で述べることにしました。

5. 情報共有

1) 情報の公開及び共有

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、市民の知る権利を保障し、公文書の公開制度を確立するとともに、市の保有する情報を積極的に提供する等、市民との情報の共有に努めるものとします。
- ・市民は、市との情報共有を進めるため、市民の持つ情報を積極的に提供していくよう努めるものとします。

【解説・背景】

- ・情報共有について、市と市民がともに努力を行うという視点が必要です。
- ・情報を共有する目的は、豊かな地域社会を実現するために市民同士、また市民と市が協力してまちづくりを進めることです。このことを明確に表現する必要があります。
- ・市民にとって重要な情報源である広報も、市民目線を持って作成し、有効的な活用が必要です。
- ・市民の持つ情報を活かすため、市民は自ら持つ地域情報を発信することが重要です。
- ・適切な管理運用面も含めた制度の充実を図ることが必要です。

2) 個人情報の保護

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、市民が自己に関する情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障し、個人情報の保護制度の確立に努めるものとします。

【解説・背景】

- ・個人情報の保護については、個人情報を知りうる立場である市が適切に対処することが求められます。
- ・市民が自己に関する情報について、公開や訂正等の必要な処置を市に求める権利を保障し、個人情報の保護に関して不利益を被らない環境を作ることが必要です。

3) 情報の有効活用等

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、市民との情報の共有及び総合的な情報化の推進を図るため、市民に分かりやすく公開し、市の保有する情報を有効的に活用するとともに、適切に管理するよう努めるものとします。

【解説・背景】

- ・市は、市や市民が持つ情報を、それぞれが有効に活用できるように、情報の提供や管理を行うことが求められます。
- ・市は、多様な手段を使い、より多くの市民に情報が提供され、活用されるように努める必要があります。そのためには、必要な時に必要な情報を入手できるよう、情報を分かりやすく管理していくことが求められます。

6. 参加・協働

1) 協働

【条例に盛り込む内容】

- ・市民及び市は、新しい公共の原則に基づき互いの持つ力と役割を活用し、幅広く質の高い公共サービスの実現のために、協働するよう努めるものとします。

【解説・背景】

- ・市民と市は、新しい公共の原則に基づき互いに協力して、幅広く質の高い公共サービス実現のため、協働するよう努めることが必要です。

2) 市民の行政への参画

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において市民が参画できるよう、その機会の拡充に努めるものとします。

【解説・背景】

- ・市は、行政運営の意思決定のそれぞれの段階において市民の参画が図られるように、その機会を拡充していく必要があります。

3) 附属機関（審議会等）への市民の参加

【条例に盛り込む内容】

- ・市長の附属機関である審議会、委員会等の委員の選任に当たっては、多くの市民の参加が保障されるように、委員の公募等の工夫に努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めます。
- ・公募委員数の枠の拡大に努めます。

【解説・背景】

- ・公募委員の選定基準を明確にして、テーマに合致する市民を委員とします。
- ・多くの市民が参加しやすいように、公募にあたって工夫をすることを定めています。
- ・公募委員の拡大が求められます。

7. コミュニティ

1) コミュニティ

【条例に盛り込む内容】

- ・ コミュニティ活動は、安全・安心で市民が住みやすいまちをめざして、市民等（企業、学校、団体を含む）が力を合わせて、地域の課題を解決していくための重要な役割を担います。
- ・ 市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとします。
- ・ 市は、地域で解決できることは地域コミュニティ活動と協働して取り組み、住みやすいまちの実現をめざします。

【解説・背景】

- ・ 久喜市はコミュニティ協議会をはじめ、さまざまな市民組織が地域等で活動し、重要な役割を果たしているため、コミュニティ活動の重要性を位置づけます。
- ・ 個人参加だけでなく、団体や組織が参加し、それぞれの持つ社会資源を活用して、地域課題の解決に役立てる組織形態とします。
- ・ 子育てや教育等、市民や団体等の幅広い活動があり、その力を地域社会づくりに活かして行政は協働して問題解決に当たり、効率的な行政運営と質の高い公共サービスの実現を図ります。
- ・ 市は、地域の課題解決の為に、役割や機能などを地域に移し、地域と協働してより良い住みやすいまちの実現をめざします。
- ・ 久喜市のコミュニティは地域型コミュニティ組織とテーマ型コミュニティ組織が参加したものです。
- ・ 条例では基本的なことを規定していますが、旧市町の4つの地区を尊重してコミュニティの組織を考え、地区区分などは地区の実情に合わせて運用ができるよう、旧市町より小さな中規模程度の広がりなど、それぞれの実情にあわせて区域割りを行うことを想定しています。

2) コミュニティ活動への支援

【条例に盛り込む内容】

- ・行政は、コミュニティ活動を活性化するために、活動のできる施設の提供、交流の機会、情報提供（広報等）、人材育成や活動補助金等の支援を行います。
- ・コミュニティ活動の発展強化のため、行政は公平な立場から、コミュニティ組織や各種市民活動団体との連携を図ります。

【解説・背景】

- ・行政は、市民等の活動が交流し連携するために、身近にすぐ集まれる場所（施設）の確保と、市民が気楽に集まれる機会を積極的につくることが求められます。
- ・コミュニティ活動は市民の自主的な任意の活動であり、連携等の強制は行政としては行えないが、一般市民ではできない公平な立場から活動の連携等にむけた場の設定を積極的に行う必要があります。
- ・行政は、旧市町ごとにある既存のコミュニティ活動を主軸にしながら、交流することで新しいコミュニティの形成が出来るように支援します。
- ・コミュニティ活動を推進するためには、リーダーの育成・市民への情報発信が重要な課題となり、これを公正に出来るのは行政です。
- ・行政は補助等の支援を行うことが必要であり、そのための予算確保が必要です。また、行政は、補助金等の支援を行うが、それぞれの活動は市民の自主性を尊重します。

8. 行政

1) 総合振興計画の策定

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。
- ・市は、基本構想及び基本計画等(以下「総合振興計画」という。)を効果的、かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めます。

【解説・背景】

- ・地方自治法第2条第4項で、市町村は基本構想を策定し、これに即して事務処理を行うよう定められているが、市が政策を推進する上での最も基本的な指針である「総合振興計画」の策定を明確に位置づけ、これにより、総合的な政策を推進する拠りどころとすることを自治基本条例に定めています。
- ・社会環境や経済状況等のめまぐるしい変化の状況から、必要に応じて総合振興計画を見直します。
- ・見直しは、市民を入れた形で行い、見直しの実施と実行を市民に見えるようにすることが大切です。

2) 透明性の確保・説明責任

【条例に盛り込む内容】

- ・ 行政は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明し、市政の公正さと透明性の確保に努めます。
- ・ 政策の立案段階から市民に情報提供を行い、理解を得るよう説明します。

【解説・背景】

- ・ 行政は、行政の透明性を確保するためにも、市政については、市民に事前に情報を知らせる必要があります。
- ・ 行政は、市民が理解できるように、難しい専門用語等は極力使用せず、行政からの目線ではなく、市民目線を持って、説明する責任を果たすことが必要です。

3) 行政評価

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、総合振興計画との整合性を図りながら行政評価を行い、その結果は、次の施策や事業に反映させるとともに、市民に公表します。
- ・行政評価は、市民が参画する外部評価を実施します。
- ・市民が参画した事業見直しの継続的な実施を行います。

【解説・背景】

- ・行政評価は、総合振興計画との整合性を図りながら進行管理を行い、その結果を市民に公表します。
- ・行政評価は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）をしっかりとサイクルさせるために必要で、特にC（Check）の部分が重要です。
- ・行政評価は、行政の内部の評価だけではなく、評価対象事業の選定から市民が参加し、行政と市民とで相互にチェックできるいわゆる事業仕分け等を継続的にすることが必要です。

4) 財政

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、中・長期的な展望に立ち、財源の効率的で効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めるものとします。
- ・市は、市の保有する財産を明らかにするとともに、市民に分かりやすく財政状況を説明し、公表します。
- ・財政運営は、総合振興計画と同様に、必要に応じて定期的に見直します。

【解説・背景】

- ・総合振興計画と同様に、社会環境や経済状況等の変化による、必要に応じた迅速な見直しが求められます。
- ・市の財政状況等を市民に分かりやすく公開することが必要です。
- ・財政運営は総合振興計画と整合性を持って運用され、計画性を担保する必要があります。

5) 市長の責務

【条例に盛り込む内容】

- ・市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、誠実かつ迅速に市政運営を遂行する責務を有します。
- ・市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めます。

【解説・背景】

- ・市長は、住民の選挙によって選出された代表者であり、市民の信託に応え、この条例の目的実現のための責務があります。
- ・市長は、執行機関の長として、市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映する責務があります。

6) 職員の責務

【条例に盛り込む内容】

- ・職員は、市民ニーズに迅速に対応できるよう、常に能力や技術等の知識・技能の向上に努め、職務を遂行する責務があります。
- ・職員は、誠実かつ効率的に職務を遂行する責務があります。
- ・市民の立場に立って、自らの職務を遂行するに当たり、幅広い視点から職域を超えた横断的な連携を図り、職務を遂行する責務があります。

【解説・背景】

- ・職員は、市長等の補助機関として市政運営に直接携わり、重要な役割を担うものであり、職務を遂行する上での責務を明らかにしました。
- ・職員は、市民の福祉の向上のため、知識・技能の向上に努めます。
- ・職務に誠実かつ効率的に業務を遂行するものとします。
- ・必要な行政改革を積極的に行い、縦割りの意識ではなく、市民の立場にたって横断的な意識で、業務を遂行します。

7) 意見・要望・苦情等への対応

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、公共の視点から施策や事業に反映することに努めます。
- ・市は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対し、その検討結果とその理由の公表に努めます。

【解説・背景】

- ・市は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対し、誠実に応答することが求められます。また、市民全体の利益の為に公共の視点から活用できるものについて、積極的に施策や事業に反映していくことが必要です。
- ・市は、市民の意見等に対する処理状況について、説明責任を果たすことが必要です。また、意見等の受付窓口を一本化するなど、分かりやすい仕組みが必要です。

8) 行政手続き

【条例に盛り込む内容】

- ・行政は、市民の権利・利益の保護を図るため、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出に関する基準や手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続きを行います。

【解説・背景】

- ・行政は、市民の権利・利益を保護するために、市への申請に対する処分等に関する基準と手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続きの確保に努めます。
- ・行政の透明性を確保するため、行政手続き等については、市民に事前に情報を知らせる必要があります。

9. 議会

1) 議会の責務

【条例に盛り込む内容】

- ・ 議会は、市の議決機関として、市民から信頼された議会運営に努めるものとします。
- ・ 議会は、徹底した市民への情報公開によって、開かれた議会運営に努めるものとします。
- ・ 議会は、市民福祉の向上と市政発展のために、議会終了後速やかに議会報告会を開催するなど、市民に積極的に伝えるように努めるものとします。
- ・ 議会は、適正な議員数により、市民福祉の向上のために効率的で公正な議会運営に努めるものとします。

【解説・背景】

- ・ 市民の意見を十分に反映し、市民に分りやすく、市民から信頼され、開かれた議会にすることが重要です。
- ・ 議会は、有権者の投票によって選出された議員で構成される議決機関であるが、議員は議員立法も目指すべきです。しかし、現状は、行政当局の提案を追認しているに過ぎないと思われます。議会のその権能は行政の長と同格であり、従って、議会は、市長と対等に討論、議論をすべきであると考えます。
- ・ 議会からの情報発信が少ないか、一部の市民にしか自らの議会活動や考え方を発表していないと考えられるので、こうした状況を是正することが必要であり、議会からの公平で積極的な市民への情報公開が必要であると考えます。
- ・ 議会は、効率的な議会運営をするとともに、議員の定数や議員に要する費用等市財政の健全化に寄与するように努めなければなりません。
- ・ 議会を支える議会事務局の機能の充実が、議会の議決機関としての役割にとって重要です。適正な議会事務局職員数によって、効率的で公正な議会運営をサポートする必要があります。

2) 議員の責務

【条例に盛り込む内容】

- ・ 議員は、選挙によって選ばれた市民の代表者としての政治責任を負い、市民の意見を積極的に把握し、市政に反映するように努めるものとします。
- ・ 議員は、新しい時代を捉え、多様な手法によって市民に伝えるように、自己研鑽に努めるものとします。

【解説・背景】

- ・ 議員は、審議及びその他の活動を積極的に行い、かつ、透明性を確保し、信託をした市民への説明責任を果たし、信頼関係を確保することに努めます。
- ・ 議員は“何をしたか”の結果だけではなく、これから“何をするか、したいか”の事前報告や久喜市の「将来ビジョン」、「具体的な計画」についても語る義務があると考えます。

10. 条例の実効性担保・運用

1) 条例の運用状況の検証の必要性

【条例に盛り込む内容】

- ・自治基本条例及び関連する他の条例や市の施策が実施されているか、毎年検証を行うものとします。
- ・市は、条例の検証及び見直しのための組織を設置します。

【解説・背景】

- ・自治基本条例の実効性を担保するためには、関連する他の条例に基づく事業や市の施策等が、それぞれ自治基本条例に沿って実施されているか、年に1回検証を行うことが必要です。
- ・検証結果は、次年度以降の市の計画や事業等に反映させるための材料となる他、自治基本条例の見直しのための基礎資料となります。
- ・検証を行うためには、他の条例の実績や検証結果、市の施策の実績等が検証組織に提示される事が必要であると考えます。

2) 条例の見直しについて

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、毎年の検証結果を基に、4年毎に条例の見直しを行います。ただし、市の政策に係る重要で緊急の課題については、必要に応じて見直しを行います。

【解説・背景】

- ・現代は社会情勢の変化が激しく、その時々々の時代潮流に合わせた条例が必要となっているため、定期的に見直しの検討を行うこととします。
- ・見直しの時期は、検証及び見直し組織の委員の任期や、市政への反映の行いやすさを勘案し、4年とします。

3) 検証及び見直しの組織

【条例に盛り込む内容】

- ・ 条例に沿った運用が適切にされているかの検証及び見直しのため、市民及び学識経験者で構成される組織を設け、毎年定期的に定例会を開催します。また、検証及び見直し組織の長が必要と認めるときには、会を開催します。
- ・ 検証及び見直しのための組織及びその運用に関して、必要な事項は別に条例・要綱等に定めます。
- ・ 市は、検証及び見直し組織による検討結果を尊重することが必要です。

【解説・背景】

- ・ 検証及び見直しの組織は市民及び学識経験者で構成されるものとし、行政職員及び議員（議会）は組織を代表して発言することが難しいと考えられるため、組織の構成員とはしません。
- ・ 構成員の半数は公募による選出とし、また、偏りの少ないメンバー構成とするため無作為抽出を行う等、募集方法の工夫が必要です。
- ・ 組織や運用の詳細は他で定めることとしますが、年数回定期的に開催されるために必要な項目はこの条例で位置付けます。
- ・ 学識経験者とは、大学等で研究をしている教授・准教授といった地位に就いている人や、弁護士等の国家資格を有する人とすべきと考えます。
- ・ 検証及び見直し組織が検討した結果を尊重した市政とするため、検討結果を市が尊重することを規定します。

4) 条例の普及啓発

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、積極的に自治基本条例の普及啓発に努めます。

【解説・背景】

- ・この条例は、久喜市における市政やまちづくりの基本となる条例であるため、機会をとらえ積極的に普及啓発に努めることが必要です。
- ・条例のことを知りたくなった人が、いつでも情報を得られる環境が求められます。
- ・条例の普及啓発に合わせ、この条例の他に定める部分も合わせて知らせていくことが重要です。

11. 住民投票

1) 住民投票の必要性及び形式

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市民主体のまちづくりを行うという観点から、市政に重要な影響を与えると考えられる事柄について、市民が直接その意思を表明することが重要であると考えます。
- ・ 市政に関する重要な事項について市民の意思を直接確認する手法として、住民投票に関する規定を設けることが必要です。

【解説・背景】

- ・ 市民ワークショップでは、特定の事柄について投票形式で直接住民の意思を問う住民投票の必要性やその形式等について検討してきました。
 - ・ 市民ワークショップは、（仮称）久喜市自治基本条例において住民が直接意思を表示する住民投票を規定することが必要であると結論づけました。
 - ・ 住民投票の形式については、事前に制定される住民投票条例に定められた一定の要件を満たせば住民投票を実施出来る「常設型」、必要に応じてその都度議会で条例を制定し実施する「個別型」が検討されました。
- 「常設型」を提案する意見として、以下のような意見が出されました。
- ・ 住民が決められた手続きに沿って意思表示を行えば、議会での議決を経ずに住民投票を実施出来る点が良い。
 - ・ 常設型の欠点は濫用への懸念だが、例えば必要連署数を 1/3～1/5 とするなど、請求要件のハードルを高くすることで防げるのではないか。
 - ・ 元々常設型が良いと考えており、第7回ワークショップで議員の話を聞いてみて、市民の意見が反映しやすい常設型で提案したいという意思が強くなったが、現在、国の方でも地方自治法の改正で住民投票を検討しているので、その結果を踏まえて市の住民投票の形を決めても良いのではないかと思う。
- 「個別型」を提案する意見として、以下のような意見が出されました。
- ・ 市議会は市民から選ばれた議員で構成されているので、本来市議会は市民の意向を反映したものになるはずだ。

- ・ しっかりと議会の責務、議員の責務を果たして欲しいという思いから、個別型にすべきだと考えている。
- ・ 間接民主制において、議員が時として民主主義を損なうように、直接民主制においても市民が過ちを犯す可能性は当然にある。「住民投票」を実現さえすれば民主主義を実現できるという考えは、幻想だ。
- ・ 常設型の住民投票を実施するためには、例えば有権者の1/3~1/5程度の署名集めが必要となるが、これを実施するには多くの課題が考えられる。例えば、(1)市民自ら数万人分の署名集めが必要となるので、相当な経費とマンパワーが必要となる。(2)署名活動はどんな人ができるのかなど運動を行うためのルールづくりが必要である。(3)署名運動に対する賛成派・反対派が起こるので、市民（住民）相互に不信と軋轢が生じ、将来に渡ってその影響が懸念される。

○「その他」の意見として、以下のような意見が出されました。

- ・ 住民投票を検討したグループとしては常設型が良いと提案したが、ワークショップ全体・起草委員会でも意見が分かれてしまったということは、両論併記するしかないのではないか。
- ・ 自分としては個別型がいいと思っている。書き方としては、住民投票の必要性を書くだけでよいのではないか。
- ・ 自分が所属したグループでは両論併記であったので、両論併記が良い。
- ・ 住民投票の形式は、今後審議会で検討してもらうこととし、ワークショップからは住民投票が大事だということを書いたらどうか。
- ・ ワークショップ・起草委員会において様々な意見が出され、ワークショップとして手法を絞り込んで提案することは難しいとの結果となり、必要性を述べるにとどめるとの結論となりました。

※ 提言書では住民投票が必要であるということを提案します。

2) 住民投票の投票結果について

【条例に盛り込む内容】

- ・市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

【解説・背景】

- ・市民が住民投票で直接示した意思を尊重した市政とするため、市長は住民投票結果を尊重することを規定しています。

12. 条例の位置づけ

【条例に盛り込む内容】

- ・この条例は、市政運営の最高規範であり、市は他の条例及び規則等の制定改廃に当たっては、この趣旨を最大限に尊重しなければなりません。
- ・行政及び議会、市民は、この条例を尊重及び遵守します。

【解説・背景】

- ・自治基本条例は、久喜市における「最高規範」として位置づけられるものです。
- ・市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重したものでなければなりません。
- ・議会や市民もこの条例を尊重及び遵守する必要があります。

13. 広域的な連携及び協力

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、共通する課題の解決や地域の相互発展のため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとします。
- ・市は、まちづくりにおいて多様な国々の歴史・文化等を市民一人ひとりが相互に理解することが重要であることを認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとします。

【解説・背景】

- ・地方分権改革に伴い、国や県と「対等・協力」の関係となったことを踏まえ、互いに連携を図るとともに、市が単独で取り組むことが難しい課題の解決や地域の相互発展のため、他の自治体等と連携や協力をするよう努めなければならないことを示しました。
- ・市は、国際化社会が進展するなかで、まちづくりにおいて多様な国々の歴史や文化等の相互理解を進めることが重要であることを認識し、国際社会との連携、交流等を積極的に推進していくことを示しました。

14. 危機管理

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、市民の安全と安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実と強化を図ります。
- ・市は、市民、関係機関、国や他の地方公共団体と相互に連携、協力しながら、市民の安全と安心の確保に取り組みます。
- ・市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、日頃から地域での信頼・交流関係を築き、相互に協力して災害等に対処するよう努めます。

【解説・背景】

- ・市民の安全安心を守るため、緊急事態に対処できる危機管理体制を整備し、その充実と強化を図ることを明確にしています。
- ・市民の安全と安心の確保のためには、市民、関係機関、国や他の地方公共団体と相互に、連携、協力することが必要であることを示しています。
- ・大規模な災害等が発生する緊急事態においては、行政だけでは対処しきれないことが想定されます。そのため、日ごろから市民一人ひとりが「自助・共助」といった意識を持ち、地域での交流等により信頼関係を深め、市民が出来るところから互いに力を合わせて安全を確保していくよう努めることが必要です。

3. 資料

1. 市民ワークショップ開催状況

	日程	会場	グループ検討内容	起草委員会
第1回	10/3(日) 13:00~ 15:00	久喜市役所	【STEP1:自治基本条例とは】 ●講演 ●スケジュール	—
第2回	11/28(日) 14:00~ 16:30	久喜総合文化会館	●自治の理念 ●条例の位置付け	—
第3回	12/19(日) 13:30~ 16:00	久喜市役所	【STEP2:条例に盛り込む内容の検討】 ●《テーマ別グループ》 条例に盛り込む内容の検討 その1	市民ワークショップで、起草委員を選出
第4回	1/16(日) 9:30~ 12:00	久喜市役所	●《テーマ別グループ》 条例に盛り込む内容の検討 その2	□第1回 1/28(金)19:00~21:30 ・提言書等の作成について
第5回	2/6(日) 9:30~ 12:15	久喜市役所	●《テーマ別グループ》 テーマごとに条文案、考え方、解説を取りまとめ	□第2回 2/10(木)19:00~21:15 ・前文について ・目的について □第3回 2/17(木)19:00~21:45 ・前文、目的の確認 ・提言書たたき台について
第6回	2/27(日) 9:30~ 12:20	鷲宮総合支所	【STEP3:提言書とりまとめ】 ●提言書(たたき台)の検討	□第4回 3/8(火)19:00~21:00 □第5回 4/10(日)9:30~12:30 □第6回 4/23(土)14:30~17:30 □第7回 4/26(火)18:30~21:15 □第8回 4/28(木)18:30~22:10 ・提言書たたき台の検討
第7回※	5/15(日) 9:30~ 13:00	久喜市役所	●提言書(素案)の検討	□第9回 5/21(土)18:30~21:20 □第10回 5/24(火)18:30~21:30 ・第7回ワークショップで出された意見の反映検討
第8回	6/5(日) 9:30~ 12:00	久喜市役所	●提言書(案)の確認 ●提言書の市長への提出	

※第7回市民ワークショップを3月19日に開催予定でしたが、3月11日に発生した東日本大震災の影響により、5月15日まで延期となりました。

2. 市民ワークショップ参加者名簿

五十音順 ○：起草委員

名 前	名 前	名 前
秋庭 邦雄	○ 佐藤 公一郎	○ 針ヶ谷 佑輔
安藤 健太郎	○ 柴木 健之	早瀬 茂喜
飯島 美江子	柴田 憲一	平井 よし子
飯塚 秀治	○ 渋谷 文鷹	福田 初枝
○ 石田 伸之	島田 昌弘	藤田 一巳
伊東 堯司	杉村 卓哉	古矢 理絵
稲葉 敏夫	鈴木 祥仁	星 千博
上杉 初枝	○ 鈴木 弘道	○ 松沼 精治
○ 襟川 雅和	鈴木 良幸	○ 松宮 一真
遠藤 謙一	関 直子	村松 真理子
○ 遠藤 忠男	高橋 進	○ 矢部 元一郎
遠藤 爲个	武井 克仁	山北 幾未
岡部 宗司	田島 菊枝	山下 光也
奥山 穰	玉川 利奈子	山中 大吾
柿崎 武夫	○ 外山 陽也	吉田 正行
○ 亀山 里紗	中尾 俊彦	吉原 正郎
唐戸 雅浩	中川 加津美	渡邊 千鶴子
河原 良子	野矢 良子	渡邊 真
齊藤 繁喜	蓮実 純夫	
坂本 洋子	長谷川 智英	